

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表

(監督員)

調査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	「評価対象項目」 ☐ 作業分組の範囲が確認でき現場とも一致している。 ☐ 工事分組の登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に改行されている。 ☐ 品質証明では品質証明員及び資格が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたってよく把握されている。 ☐ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ 請負代金内訳書が契約後14日以内に提出されている。 ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 ☐ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 ☐ 緊急指示等に対する対応が速やかである。 ☐ 施工体制一般について、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ その他	☐ 施工体制が適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ 施工体制がやや不備である	☐ 施工体制が不備である
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	「評価対象項目」 ☐ 現場代理人として、工事全体の把握ができしており、また、発注者とのコミュニケーションが適切にとられている。 ☐ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を把握できている。 ☐ 工事内容を理解したうえで、現場での臨機対応ができている。また、良好な施工に努め、必要な工事書類が整理されている。 ☐ 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 ☐ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 ☐ 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 ☐ 本請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。 ☐ 法令上必要な技術者等（主任技術者、作業主任者、専門技術者）を必要に応じ配置している。 ☐ 作業主任者を選任し配置している。 ☐ 専門技術者を専任し、指導している。 ☐ 配置技術者について、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ その他	☐ 技術者がほぼ適切に配置されている	☐ 技術者が該当しない	☐ 技術者の配置がやや不備である	☐ 技術者の配置が不備である

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理		☐ 施工管理が適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ 施工管理がやや不備である	☐ 施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致している。 ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。 ☐ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとになっている。 ☐ 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。 ☐ 品質確保のための対策が見られる。 ☐ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。 ☐ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。 ☐ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ☐ 使用材料等の品質保証書または工事記録写真等が適切に整理されている。 ☐ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 ☐ 立会確認の手続きが事前になされている。 ☐ 工事記録の整備が適時、的確になされている。 ☐ 建設廃棄物及びびリサイクルへの取り組みが適切にされている。 ☐ 工事全体で使用機械、車両等で底騒音、排出ガス対策機械を使用している。 ☐ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 ☐ 施工管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ その他				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 ☐ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。
	II. 工程管理		☐ 工程管理が適切である ☐ 工程管理がほぼ適切である ☐ 工程管理が行っていない。 ☐ フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 ☐ 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 ☐ 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的にを行い円滑な工事進捗を行った。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 工程表の内容が検討され充実に実施している。 ☐ 夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。 ☐ 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。 ☐ 工程管理についての、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ その他	☐ 工程管理が不適切でない	☐ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である
	III. 安全対策		☐ 安全対策を適切に行った ☐ 安全対策をほぼ適切に行った ☐ 安全対策を行っていない	☐ 安全対策に該当しない	☐ 安全対策がやや不備であった	☐ 安全対策の不備により重大な災害を受けた。 ☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。
	IV. 対外関係		☐ 対外関係が適切であった ☐ 対外関係がほぼ適切であった ☐ 対外関係がない	☐ 対外関係に該当しない	☐ 対外関係がやや不備であった	☐ 関係工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 ☐ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。

工事成績採点の審査項目別運用表

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	☐ 他の項目に該当しない。	☐ 出来形管理がやや不備である。	☐ 出来形管理が不備である。
		「評価対象項目」 ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☐ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ その他 ☐ 理由：				
					☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 契約約款第16条2項に基づき 破壊検査を行った。 該当すれば…e

工事成績採点の審査項目別運用表

(監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。(特に優れていればa) ☐ 試験基準を満足しばらつきがやや少ない。 ●必ずチェックする。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきがやや少ない。 ☐ 試験基準を満足しばらつきがやや少ない。	品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。 ■または、品質管理項目がない工事(作業)。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。 ☐	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 ☐
		○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。(特に優れていればa) ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきがやや少ない。 ● 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、 品質管理項目がない工事(作業) 。 ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。 ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 ※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。			監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d ☐	契約約款第 16 条 2 項に基づき 破損検査を行った。 該当すれば…e ☐

工事成績採点の調査項目別運用表

(監督員)

考 査 項 目	細 別	技術力キーワード一覧表
4. 高度技術	1. 高度技術	●施工規模の大きさへの対応 □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模 □ 2. その他 (該当があればチェックして理由を記入。) 理由：
	キーワード評価	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合 (該当項目をチェック) 切土・盛土工 15万m³<V □ 護岸・築堤高 10m<H □ トンネル(ｼｰﾄﾞ) 10m<φ 大空間のホール等を有する建物、研究所等 □ 特殊設備・機能の有る建物 □ 樋管・樋管 15m²<A □ 揚排水機場 2000mm<φ ダム用水門<設計水深25m □ 堰、水門 最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m²/門 □ トンネル(開削工法) 20m<H トンネル(NATM) 内空断面積 85m²<A □ 地滑り防止工 100m<W □ トンネル(沈理工法) 300m²<A 海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m<H □ 又は150m<L □ 砂防ダム 30m<H 浚渫工 100万m³<V □ 流路工 500m³<Q □ 転流トンネル 400m³/s<Q □ 橋梁上部工 最大支間長 100m<L ダム高 150m<H □ 橋梁下部工 高さ 30m<H □ 橋梁上部工 最大支間長 100m<L
	土木、建築工事 共通	●構造物固有の難しさへの対応 □ 3. 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む) □ 4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ 5. その他 理由： ●技術固有の難しさへの対応 □ 6. 工種及び工法の特異性 □ 7. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用 □ 8. NETISの評価試行方式を適用 □ 9. その他 理由：
		【事例】構造物固有な施工難度と対応工法等】 (該当項目をチェック) □ 地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。 □ 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 □ 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 □ 仕用中の施設の改修工事等。 □ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 □ 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 □ 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 □ 建築工事で耐震及び免震構造の工事 □ 建築及び設備工事で敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事 □ 建築及び設備工事で仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等と必要とする改修工事 □ 建築及び設備工事で休日・夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事 □ 建築及び設備工事で特許工法等の特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 □ 施工場所や構造物の特異性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 □ バイロット工事。又は特異な試験フィードバック工法等の技術的に検討が必要な工事。 □ その他、コピュター・シミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 □ その他、NETISの評価試行方式を適用した工事。 □ VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 □ NETISの評価固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 □ その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 □ (左欄のその他に理由を記入。) □ その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 □ (左欄のその他に理由を記入。)
		●厳しい自然・地盤条件への対応 □ 10. 湧水の発生、地下水の影響 (地盤掘削時) □ 11. 軟弱地盤、支持地盤の状況 □ 12. 河川内・海城・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 □ 13. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 □ 14. 地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海城での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 □ 15. その他 理由：
		【事例：自然及び地盤条件への対応工法等】 (該当項目をチェック) □ 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 □ 軟弱地盤上の競速盛土のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数を的確に把握した工事。 □ 急峻な地形のため、作業機台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要がある工事。(法面工は除く) □ 斜面上若しくは急峻な地形直下の工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 □ 海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 □ 波浪や水位変動が大きいため、作業機台等を設置した工事。また、作業機台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 □ 国立公園内での工事。またはイソワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 □ 冬期施工のため、大規模な雪寒を囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 建築工事で地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 建築工事で冬期施工のため、大規模な雪寒を囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 建築工事で施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 □ (左欄のその他に理由を記入。)

	● 徹しい周辺環境等、社会条件への対応 ☐ 16. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 ☐ 17. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 ☐ 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ 20. 生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 ☐ 21. 現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業 ☐ 22. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 ☐ 23. その他 理由： ● 施工現場での対応 ☐ 24. 災害等での臨機の処置 (該当があればチェック) ☐ 25. 施工状況 (条件) の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 ☐ 26. その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 (該当項目をチェック) ☐ 根拠施設工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ☐ 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 ☐ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ☐ 市街地での夜間工事。 ☐ D I D地区での工事。 ☐ 供用中の道路 (概ね日交通量1万台以上) で片側交互通行の交通規制をした工事。 ☐ 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 ☐ 供用している自導道の路上工事で交通規制が必要な工事。 ☐ 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 ☐ 工事期間中の大気にとわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 ☐ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ☐ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ☐ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 ☐ 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 ☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や巡回等に制約を受けた工事。 ☐ 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 ☐ 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上 (10m以下) での工事。 ☐ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 ☐ 建築工事で大規模なテレビ電波障害対策を行った工事 ☐ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 (左欄のその他に理由を記入。) ☐ 建築工事で特に困難な調整を要する他工事 (近接工事) の請負者が複数ある工事 (左欄のその他に理由を記入。) ☐ 建築工事で外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 (左欄のその他に理由を記入。) ☐ その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。 (左欄のその他に理由を記入。)
--	---	---

● その他

☐ 27. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項

理由：

☐ 28. その他 (加点が1点の場合)

理由：

【その他】 (該当項目をチェック)

☐ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。 (左欄のその他に理由を記入。)

☐ その他 (加点が1点の場合)

		●その他 4 4 . その他 理由： その他 4 5 . その他 理由： その他 4 6 . その他 理由： その他					
	記述評価 【■マークを付した キーワード項目につ いて、評価内容を詳 細記述】	評点：0点 ・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・ 加点は＋7点～0点の範囲とする。 ・ 該当ワードの数の数と重みを勘案して評点する。 ・ 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】				

※1. 創意工夫においては「4. 高度技術」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。
※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが、非常に役立つ駆微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では駆微なものを評価する。
※4. キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、副部長（次長）及び担当課長との合議を原則として記述する。
※5. 「4. 高度技術」との二重評価はしない。

工事成績採点の審査項目別運用表

(主任又は総括監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 工程管理が非常に優れている	☐ 工程管理がやや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である
		●下記の該当項目をチェックしなうで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ その他 ●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ☐ a 5項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☒ c 1項目程度以上評価 ☐ d 工程管理がやや不備である ☐ e 工程管理が不備である				

工事成績採点の審査項目別運用表

(主任又は総括監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 安全対策が非常に優れている	☐ 安全対策がやや優れている	☐ 他の事項に該当しない	☐ 安全対策がやや不備である	☐ 安全対策が不備である
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 安全協議会活動に積極的に取り組みが地域全体から評価されている。 ☐ その他 ●下記の目安を参考として総合的に評価する。(必ずチェックすること) ☐ a 6項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☒ c 1項目程度以上評価 ☐ d 安全対策がやや不備である ☐ e 安全対策が不備である				

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 地域への貢献が非常に優れている	☐ 地域への貢献がやや優れている	■ 他の事項に該当しない		
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 道路および道路予定地、河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。 ☐ 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 ☐ 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 ☐ 滋賀県リサイクル認定製品の使用、滋賀県グリーン購入に努めた。滋賀県産木材の使用に努めた。※ ☐ その他				
●下記の目安を参考として総合的に評価する。(必ずチェックすること)						
☐ a 6項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☒ c 2項目程度以下評価						

※ 工事用資材を対象とする。(ただし、設計図書で指定されたものを除く。)

※ 工事用資材を対象とする。(ただし、設計図書で指定されたものを除く。)

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(主任又は総括監督員)

法令遵守等の該当項目一覧表

審査項目	法令遵守等																																																									
8. 法令遵守等	<table><thead><tr><th>措置内容</th><th>措置点数</th><th>総合点数</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐ ●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、3回以上の措置があった場合必ずチェック。(総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ ●1回目の措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上</td><td>-20点</td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15点</td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13点</td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10点</td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 5. 文書注意相当</td><td>-8点</td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 6. 口頭注意相当</td><td>-5点</td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td><td>-3点</td><td>0</td></tr><tr><td>☒ 8. 該当項目なし</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ ●2回目の措置あり(下記の該当項目を1つだけ選択すること、複数選択しない。1回目を必ず選択しておくこと。)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上</td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満</td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 5. 文書注意相当</td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 6. 口頭注意相当</td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>☐ 7. 不問</td><td></td><td>0</td></tr></tbody></table> 減点 0点 ① 本評価項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。 6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 15. 施工体制合帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 16. 総合評価方式工事において、技術提案が履行されなかった。 17. 暴力団員等により不当介入があったが、当該事実の警察への通報および発注機関への報告を怠った。 18. その他 理由:	措置内容	措置点数	総合点数	☐ ●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、3回以上の措置があった場合必ずチェック。(総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。)			☐ ●1回目の措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。)			☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上	-20点	0	☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	0	☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	0	☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	0	☐ 5. 文書注意相当	-8点	0	☐ 6. 口頭注意相当	-5点	0	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点	0	☒ 8. 該当項目なし			☐ ●2回目の措置あり(下記の該当項目を1つだけ選択すること、複数選択しない。1回目を必ず選択しておくこと。)			☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上		0	☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満		0	☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満		0	☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満		0	☐ 5. 文書注意相当		0	☐ 6. 口頭注意相当		0	☐ 7. 不問		0
措置内容	措置点数	総合点数																																																								
☐ ●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、3回以上の措置があった場合必ずチェック。(総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。)																																																										
☐ ●1回目の措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。)																																																										
☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上	-20点	0																																																								
☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	0																																																								
☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	0																																																								
☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	0																																																								
☐ 5. 文書注意相当	-8点	0																																																								
☐ 6. 口頭注意相当	-5点	0																																																								
☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点	0																																																								
☒ 8. 該当項目なし																																																										
☐ ●2回目の措置あり(下記の該当項目を1つだけ選択すること、複数選択しない。1回目を必ず選択しておくこと。)																																																										
☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上		0																																																								
☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満		0																																																								
☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満		0																																																								
☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満		0																																																								
☐ 5. 文書注意相当		0																																																								
☐ 6. 口頭注意相当		0																																																								
☐ 7. 不問		0																																																								

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査職員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 施工管理が優れている 〔評価対象項目〕 ☐ 施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案されて施工を行っている。 ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 ☐ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 ☐ 見本または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。 ☐ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 ☐ 工事記録の整備が適時的確になされている。 ☐ リサイクルへの取り組みが適切になされている。 ☐ 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 ☐ 作業分租と責任の範囲が書面で確認できる。 ☐ 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。 ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 ☐ 品質証明体制が確立され、有効に機能している。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 工事の関係書類及び資料整理がよい。 ☐ 工事の管理基準等が作成され管理している。 ☐ その他	☐ 施工管理がやや優れている	☐ 他の事項に該当しない	☐ 施工管理がやや不備である	☐ 施工管理が不備である

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査職員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	☐ 他の項目に該当しない。	☐ 出来形管理がやや不備である。	☐ 出来形管理が不備である。
		「評価対象項目」 ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☐ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ その他 理由：				
		☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d				
		☐ 契約約款第16条2項に基づき 破綻検査を行った。 該当すれば…e				

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査職員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質管理が適切である。	☐ 品質管理がほぼ適切である。	■ 他の項目に該当しない。または、品質管理項目がない工事(作業)。	☐ 品質管理がやや不備である。	☐ 品質管理が不備である。
		●必ずチェックする。 ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。(特に優れていればa) ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきがやや少ない。 ● 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、 <u>品質管理項目がない工事(作業)</u> ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。 ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 ※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 契約約款第16条2項に基づき 破綻検査を行った。 該当すれば…e

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査職員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。(極めて良好であれば、aとする。) ☐ 観が良い。 ●必ずチェックする。	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 ☐ 観が良い。	■ 他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ☐
		☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。(極めて良好であれば、aとする。) ☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 ☒ 他の事項に該当しない場合。 ☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。			